プレス·キット テーマ·ペーパー3 (仮訳) 児童ポルノとは何か?ⁱ

1. 児童ポルノとは何か?

2000 年に採択された「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」は、児童ポルノを「現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行っている児童の手段のいかんを問わないあらゆる表現若しくは主として性的目的のための児童の性器部位のあらゆる表現をいう」と定義している。児童に対する犯罪に関するインターポールの専門家(会合)は、現在児童ポルノを「児童の性的姿態及び性器に焦点を当てた書籍や、音声による表現物を含む、児童の性的搾取のあらゆる描写あるいは児童の性的搾取を助長するようなあらゆる手段」と定義している。

これらの定義は、各国の国内法にも広く見られる典型的なものである。どちらの定義も、児童が関わる性的な行為の視覚的画像、描写、表現について述べているが、「児童」の定義は各国の国内法により異なる。さらに、法律上性行為が認められる年齢も、国により異なる。児童が性行為に同意することが法的に認められる年齢は、低い国では12歳一般的には16歳だが、17歳または18歳と規定している国もある。さらには、法律上一切の規定がない国や、結婚後または思春期になって初めて性行為が認められる国もある。児童ポルノの定義は、一般に、性的な要素を持つ表現であるか否かという点に比重を置いており、家族内や浜辺で衣服を全部または部分的にしか身につけていない幼い子どもや、その描写がその文脈では法律上問題のない他の活動をしている、幼い子どもを写した、全く罪のない画像と区別されている。

また、性的な要素を持つ描写であるか否かという点に着目することにより、児童ポルノは単なる全裸の描写や、裸またはほとんど裸の子どもが登場する古典的な肖像画などの芸術作品(天使や聖人として描かれることが多い)など、大体において宗教上の信仰や崇拝に結びつけられるような画像から区別される。つまり、児童の純粋さや無邪気さを強調するために、性的なものにならずに、芸術家が裸またはほとんど裸の子どもを、このような関連性の中で用いることは可能である。

児童ポルノの定義には、あらゆる種類の視覚的な表現または/および音声による表現物を含むものもあるが、一方で、絵、スケッチ、文章を除外するものもある。漫画や「加工された」画像は、実在の児童が性的虐待を受けているわけではないことを理由に、裁判の対象外になる場合と、逆にそのような区別をしない場合とがある。

違法な児童ポルノとは何かを判断する上で、決定的な要素となるのが同意の欠如である。法律上の未成年者は、

たとえ同意したように見えても、それは同意と認められない。つまり、真の同意の欠如こそが、違法行為を構成する 上で欠かせない要素である。児童ポルノの製造者、販売者、出版社、所持者に至る、児童ポルノの供給網に関わるすべての人々は、この法的事実から逃れることはできない。

性行為の承諾年齢と、成人に達する年齢とが異なる場合には、法律上の未成年者がいかなる場合でもポルノ的な 描写に参加してはならないことを、法律により定める必要がある。

これにより、法律上は性行為の承諾年齢に達していても、ポルノ的な写真やビデオの撮影に同意し、残りの人生に つきまとうものとなりかねない永久的な記録を作り出すことに同意しているかもしれないような状況にあることから、 成熟した判断を下すことができない若者を保護するために、当局が介入することができる。

また、これは、法律上の定義について各国と現場の警察当局の認識とに違いがあることにより、法律上問題な〈各国警察機関が協力できるのは、ポルノ的な描写に関与している若者の年齢が「共通の最低基準」より明らかに低い場合にのみ限られる傾向が強いことからも重要である。実際には、犠牲者が明らかに思春期前である場合、もしくはその児童が性的に成熟したことを示す身体的またはその他の状況的な兆候が見られない場合にのみ、各国の警察機関が協力して介入を行うことが可能になる。

同じことが、多くの国の法制でも起こっているのではないかと強く懸念されている。すなわち、問題の画像そのものに明らかな証拠がない場合、当局は、被害児童の年齢がはっきりしない児童ポルノ的な画像については捜査を行わなかったり、捜査の優先度を低くする傾向がある。実際には陰毛があり、性器が発達しており、女児の場合は胸がふくらんでいる児童がポルノ的な画像によって描写されている場合、彼らは大人として扱われることになる。簡単に言えば、そのような身体的特徴のために、法の保護を受けられない児童も出てくるのだ。

2. 児童ポルノは有害か?

一般的に、児童ポルノはそれ自体が犯罪であり、それと同時に児童に対する更なる犯罪の証拠を示すものである。 児童ポルノには、児童のみもしくは 1 人以上の大人を伴って性的な行為を行っているもの、および大人が実際に または目に見える状態で参加しているか否かに関わらず、2 人以上の児童が性行為を演じているものとがある。児 童ポルノは、むごたらしい肛門または膣強姦、緊縛、獣姦、オーラルセックス、およびその他の辱めの、最も屈辱 的な画像が含まれ、あらゆる年齢の児童が巻き込まれ得る。

児童ポルノは、それが描写するもともとの虐待行為を増幅させ、広めるものである。それにより、児童に対する本来

の被害をさらに悪化させる。 つまり、 児童ポルノとは児童虐待の一形態およびその表現である。 そして、 それが及ぼす影響は、 今では大変よ〈知られ、 理解もされている。

当局は、児童ポルノに登場した児童の身元を確認し、所在を突き止めるという困難な課題に直面している。たとえ被害児童を特定できたとしても、彼らが自分の画像が保存されたり、誰かの手に渡ったり、販売されているかもしれないと信じている限り、虐待を受けたトラウマから救い出すことのできる可能性はかなり低くなる。

3. 児童の性的虐待と児童ポルノの関連

児童の性的虐待と児童ポルノの間には、いくつかの明らかな関連性がある。児童ポルノを所有している人は、すでに積極的に虐待を行っているか、または今後虐待者になる可能性が非常に高い。

シカゴ警察が 1984 年に実施した調査によると、児童ポルノ所有の容疑で逮捕された事例のうち、ほとんどの場合 虐待者と児童が性行為を行っている写真が発見され、しかもそれらの写真は虐待者自身によって撮影されたもの であった。米国関税当局は、(児童)ポルノを購入する人の少なくとも 80%は、積極的に虐待を行っていると報告している。

児童虐待を行う人は、大人のポルノと児童ポルノの両方を用いて、そこで描写された行為は「正常」であると説得し、 児童を従わせようとする。虐待者は、児童が無理に笑顔を作らされている写真を見せて、特にその児童より幼い児 童に対して、その児童が「楽しいこと」をしているのだと主張できるようにする。児童ポルノにさらされた児童は、この 通常の感覚を麻痺させる過程によっても被害を受けている。

児童は、ポルノに出演したことにより自らが罪を犯したと思いこみ、撮影されたポルノ的画像という形の「証拠」は、その児童がさらに性的または他の罪を犯すように強要するための脅迫に使われるのではないかと恐れている。特に、他の児童が虐待を受ける場面を目撃した場合は、このように考えやすい。または、ポルノ的画像の所有者が、その画像を両親や友人に見せたら、彼らが大変困惑し、うろたえるだろうとを恐れる児童もいるだろう。

組織化された児童ポルノの流通はまた、虐待者が自らの児童に対する性的関心を「合法であり、正常なもの」と思いこむ口実となっている。彼らは、児童ポルノの画像を他人と共有することにより、自分の関心や行動は「正常」であり、許容された行動の範囲内であると「証明して」いる。

4. 巨大なビジネスとしての児童ポルノ

どれほどの量の児童ポルノが存在するかについて、はっきりした事はわかっていない。というのは、児童ポルノそのものが違法であるため、どのくらい所有しているのか、どのくらい製造したか、誰も申告しないからである。さらに、児童ポルノは耐久性があるため、現在流通しているものの多くは、20年ほど前に製造されたものであるといわれている。そのため、児童ポルノの現在の傾向を特定することは難しい。

しかし、これまでもしばしば指摘されてきたことだが、インターネットの登場により、新しくかつ拡大し続ける児童ポルノの市場が開かれただけでなく、新たな商品に対する需要も大きくなっている。

児童ポルノの製造は「家内工業」が圧倒的であり、ほとんどの場合、虐待の副産物としてアマチュアにより製造されている。しかし、一旦画像が流通すると、その再生、販売、配給は国際的になり、大きな利益をもたらす。アメリカでは、児童ポルノは年商20~30億ドル程度の市場であると言われている。1986年に開かれた第99議会第2会期におけるアメリカ上院常設調査小委員会の報告によると、「アメリカの児童ポルノ市場は、世界で最も利益を得られる市場であると、広く認識されている。」

2000 年 4 月 13 日、アメリカ、テキサス州連邦大陪審は、5 人の個人及びランドスライド株式会社に対する 87 項目に及ぶ起訴についての答申を行ったが、これはそれまでに明らかになった商業的な児童ポルノ事業の中で、最大のものとなった。被告人には全員有罪判決が下り、2001 年 8 月には 14 年の懲役から終身刑までが言い渡された。

ランドスライド社は、インターネット上で総額 900 万ドルにのぼるビジネスを展開していた。企業の経営者は、児童ポルノ・サイトを含むハードコア・ポルノ・サイトに、月ごとの定期購読の申し込みを募集するシステムを作り上げた。経営者達は、ロシア人 1 人、インドネシア人 4 人と共に事業を行っていたが、彼らはそれぞれの母国からビジネスに参加していた。テキサスで逮捕される前までの12ヶ月間で、ランドスライド社は190万ドル以上の収益をあげた。2001 年8 月現在、先に触れたロシア人、インドネシア人は未だ逮捕されていない。

5. 「従来型」児童ポルノの形態

インターネットがまだ広く普及していない地域では、従来型の児童ポルノの製造および流通形式がいまだ主流である。デジタル画像と電気通信技術の急速な発達に伴い、従来型の児童ポルノは消えつつあると繰り返し言われてきているが、米国関税および郵政検査部門の報告によると、押収される児童ポルノの中には未だに自家製ビデオが含まれており、ポルノ撮影を行う者は、ビデオ・テープやコンピュータ・ディスクを、主に郵送でやり取りしてい

る。アマチュアの児童ポルノ撮影者は、ペドファイルやペドファイルではない搾取者に、自分たちが集めた画像を 提供しているが、彼らは性的満足や、児童の年齢を「指定」するためだけではなく、虐待者ネットワークのメンバー になるための条件としてこれらの画像を提供している。

同様に、かなり前から確立している児童性愛関連の市場は、多くの国でいまだに繁栄しており、何がポルノであり 何がポルノではないかという境界線を押しのけながら、法と社会の許容範囲を試している。児童に性的な快楽を求 める一部の人々の欲求を満たすための玩具、ゲーム、性愛小説、マンガ雑誌は、スイスから日本まで多くの国々 で入手可能であり、そのため児童を性の商品として扱うことは合法であるという考えはなくならない。

児童を大人の快楽のために消費するという、何世紀にも渡る伝統は、1970 年代初めに急激に拡大して巨大な産業となり、内容も以前よりハードコア的およびポルノ的な色合いが濃くなった。描写された児童のほとんどは白人で、特にアメリカの出身者が多かったが、当時の彼らの画像はいまだに流通している。中にはインド、メキシコ、アフリカ出身の児童も含まれていた。80 年代から 90 年代にかけて児童買春旅行が急増し、搾取者が自らの犯罪行為を撮影し、それを他者と共有したことにより、アジアや東ヨーロッパ出身の児童のポルノ・画像が増加した。最初から商業的利益を目的として製造されたものだけでなく、アマチュアが画像を作成し、流通させている点が、児童ポルノの特徴である。しかし、2001 年8 月に発表された英国犯罪情報局の声明によると、組織化された犯罪グループが児童ポルノの製造および販売に関わり始めている証拠がある。

紙、電子データ、郵送による送付、デジタル電話回線による送付、商業的利益を目的として、または個人的な満足のためなど、どのような形態をとるにせよ、児童ポルノの製作、販売から所有までのすべての段階を犯罪とし、取締り、追跡する努力が続けられている。

しかし、インターネットに対抗する手段が欠如している中で、インターネットが普及して行くと、児童ポルノも従来型または今まで普通であった形態から、だんだんと新しいものに取って代わられたり、少なくとも既存の形態に類似した形態によって補強されて行くであろう。インターネットが普及し、新しいものに対する需要が常に存在することにより、世界のどこで製造された児童ポルノも、あっという間に世界中の観客の元に届くようになる。

6. 新しい技術と児童ポルノ

ビデオカメラ、コンピュータ、さまざまな通信機器、スキャナー、デジタルカメラ、またはこれらに類するものは、次 第に安くなり、広く入手可能になった。これによって児童ポルノの製造および蓄積が容易になり、広範囲にわたる 販売も可能になった。しかし、「ハードウェア」の枠を越えた新しい領域の出現により、児童ポルノ根絶に向けた試 みは、より複雑なものになった。

例えば、一部の国においては、児童ポルノを常に実在する児童が関与するものと定義していた。だが、新しい技術を用いれば、大人の画像像を加工して児童のように見せたり、コンピュータで「児童」自体を「製造」することさえかのうになったため、本物の児童が一切登場しないポルノ画像も存在する。

児童ポルノを、実在する児童の画像と人工的な画像とで法律上細かく区別して扱うと、法律がないがしろにされかねない。客観的に見て児童ポルノと捕らえられるものは、児童ポルノとして扱われるべきである。

文明化された社会においては、児童を性の対象として描写することは認められない。なぜなら、それにより直接被害に遭う児童が危害を受けるだけでなく、児童ポルノを見ることによって大人の感覚を麻痺させ、本来ならば非難されるべき違法な行為を受け入れるような社会認識が生じてしまうからである。また、これは児童に危害を加えたり、虐待的な行為に結びつきかねず、児童を危険にさらす。さらには、不適切なやり方で児童の感覚を麻痺させたり、児童を性の対象にしてしまう恐れもある。性的搾取者が児童を虐待的関係に誘い込むために、おとりとして児童ポルノを利用することも多い。従ってこのような観点からも、実在する児童の画像なのか、人工的な画像なのかは、本質的な問題ではない。

しかしながら、新しい技術と児童ポルノに関する議論において支配的なのは、インターネットの出現が児童の保護 と虐待とに与えた影響である。

今までに開発された新しい技術の中でも、インターネットほど急速に広まったものはない。現在では市内通話と同じコストで、世界中のどこからでも、ほとんど瞬時に情報を入手したり、送ることができる。また、音声や映像の送受信や、非常に大量の情報の蓄積、さらにはカメラやスキャナーのように、安くて扱いも簡単な道具を用いれば、どんな家やオフィスでも、完全な設備が整ったマルチメディア発信基地となりうるのである。

8 年も経たない間に、インターネットは主に学識者の間で使用されていた目立たないネットワークから、先進国の、 そして少しずつではあるが途上国の社会、文化、経済生活の多くの分野における再構築に大きな影響を与える大 衆消費物へと変化した。現在、世界の人口の6%強にインターネットが普及しているが、その90%は主要な先進国 の住民によって占められている。

インターネットが教育制度に組み込まれており、児童は新しい技術にすぐ慣れてしまうことから、世界中のインターネット・ユーザーのなかでも、児童のユーザーは最も急速に増えている。

その結果インターネットは、新しい児童ポルノの製造や児童が虐待の危険にさらされるような現実世界での出会いに誘い込もうとして児童に忍び寄る性的虐待者を、磁石のように引き寄せてしまう恐れがある。

世界中の警察当局は、児童ポルノの大半がインターネット上に移されたと報告している。児童ポルノは見つけにくい商品であり、入手にあたっては、購入者は多くの危険を冒さねばならなかった。しかし、インターネットが導入されたことにより、「町の特定の地域」に出かけていって、身元を特定されたり、特定の店に出入りするところを警察に目撃される危険はなくなった。また、郵送で児童ポルノを注文して、名前、住所、銀行に関する情報が記録される危険を冒す必要もなくなった。このような障壁や規制がなくなったことにより、より多くの人々が、購入または販売の両方で、児童ポルノの取引に関わろうと思うようになる。

児童ポルノは、インターネット上で用いることができるほとんどすべての技術を使って、流通されている。しかし、主なアクセス・ポイントはウェブ、ニュースグループ、チャットルームの3つである。

- (1) ウェブ: ウェブは、インターネット上で児童ポルノの情報を得るアクセス・ポイントのひとつではあるが、主要なポイントとはいえない。アイルランドのコーク大学が 1997 年 6 月から 11 月の間に実施した調査によると、ウェブ上に存在する未成年の女児の性的な画像の多くは日本から発信されており、発見されたウェブ・サイトの 73%を占めていた。次に多いのはアメリカで 14%、その次がイギリスの 3%であった。性の対象としての男子の画像を提供するウェブ・サイトもかなりの数に上ったが、女児と比較できる具体的な比率は出されていない。この調査の後、日本では法改正が行われた。
- (2) ニュースグループ:ニュースグループは、インターネット上で一般に入手可能な児童ポルノを手に入れるための主要なアクセス・ポイントである。ニュースグループは電子掲示板と似ている。通常はグループの名前を見れば、どんなテーマを扱っているかわかるので、同じ関心を持つ人々が互いに情報やデータファイルを交換できる。

イギリスの「インターネット監視協会(IWF」」に提出された報告書を分析した結果、大量の児童ポルノが 28 足らずの ニュースグループが見つかっており、そのうちの半数近くは3つのニュースグループを基にして作られていた。情報の発信国で見ると、アメリカが最大で77%を占め、イギリスと日本はそれぞれ4%と2%、ヨーロッパ全体で3%、その他または不明はそれぞれ7%であった。

ニュースグループに似たサービスで、「オンライン・コミュニティー」と呼ばれているものがある。これは様々なインターネット関連企業やインターネット・サービス・プロバイダー(ISP)により設立されたが、その多くが違法な情報の宝

庫となっている。

(3) チャットルーム: 児童の性的虐待を行う者は、ニュースグループで児童を探すだけでなく、児童の売買や交換を行ったり、児童ポルノの入手にも利用する。1997年12月のある日、コーク大学の COPINE プロジェクトの調査員が、インターネット上で2つのチャット・ネットワークに存在する55のチャネルを調べたところ、これらのチャネルにはそれとわかる名前がついており、合計518名が参加していた。

児童の性的虐待を行う者は、チャットルームで児童を探すことを、独自の用語を使って「鷹の鶏狩り」と呼んでいる。 彼らは児童が見つかりそうなチャットルームへ行き、必ずしもチャットの会話に参加するわけではなく、児童、特に 無防備な児童と思われる人物が見つかるまで、会話をただ傍観する。このように、彼らはちょうど「鷹」のようにぐる ぐると旋回しながら、獲物得である「鶏」を探し求めるのである。

虐待者は、始めのうちは共通の興味や関心を持つ児童のふりをして、その児童と友達になろうとすることが多い。 次に、二人だけで会話ができるように、プライベートチャットルームに入るよう説得する。その後、お互いにメール アドレスを交換し、さらには携帯電話のメールアドレスや、直接話のできる電話番号を教えあう。虐待者は自分のウェブサイトに児童を誘い、自分ひとりや、友達と一緒のポルノ写真を撮るように促す。最終的には、実際に会う約束をとりつけることもある。

7. 急増する児童ポルノおよびオンライン上の虐待と闘うために何が行われているのか?

インターネットが重要な役割を担う犯罪の記録を取るための、国際的に合意の得られた基盤はない。実際、多くの国では、自国の犯罪形態の中で、インターネットを注意すべきものとして区別していない。犯罪にコンピュータが使用されたかさえ記録していない国もある。

例をあげると、この分野で最も長く、広範囲に渡る経験を有する米国でさえ、FBI や米国関税郵政監視機関などの連邦組織が、それぞれ分離・独立して、異なる報告制度を採用している。

FBI は 1995 年、児童に対するオンライン上の犯罪の監視、追跡に特化したイニシアチブを開始した。これは「無垢な画像」キャンペーンと名付けられ、議会で特別予算が組まれた。このキャンペーン自体は、オンライン上における性的な勧誘行為を含むものだが、その名が示すとおり、特に児童ポルノにも焦点を当てている。

FBI は、児童に対するあらゆる種類のオンライン上の犯罪の総数と、FBI が関わった多くの捜査に関するデータを

発表している。児童ポルノと、児童に対するその他のオンライン上の犯罪とを区別することはできないが、その大半を児童ポルノが占めていると思われる。また、そのうちのかなりの数は「トラベラー」と呼ばれるケースで、これはオンライン上で他人と接触した後、児童が行方不明になるものである。2000年には、捜査が始められた 1541 件の事件のうち、300件がこのような「トラベラー」のケースであった。捜査が始められる件数と、有罪判決が下った件数はともに着実に増えており、1995年の時点では捜査開始が96件、有罪判決が13件であったものが、2000年にはそれぞれ 1541件と300件に増えた。

米国郵政監視機関は、1977年以来、児童の性的搾取と児童ポルノの捜査に積極的に取り組んでいる。1984年に「連邦児童保護法」が施行されて以来、郵政監視機関の捜査により、3300人以上が児童への性的いたずらおよび児童ポルノに関与した疑いで逮捕された。

1997年8月からは、米国関税局の中で関税サイバー密輸センター(C3)が、児童ポルノに対する取り組みの中核を担っている。C3 は、行方不明および搾取を受けた児童のための国内センターと、密接な協力関係にある。2000月1月以来、C3 はオンライン上の児童ポルノに関する1万件以上の情報を調査したが、うち毎月約1100件、一週間で約300件の新しい情報を入手してきた。2000年には、これらの情報により年間で225件の捜査を実施することができた。

FBI の発表によると、アメリカにおける児童に対するオンライン上の犯罪は、年に10%の割合で増加している。インターネットの使用が増加の一途をたどっているため、アメリカに当てはまることは、世界の他の地域についてもあてはまると思われる。

アメリカにおける児童ポルノに対する警察の取り組みのうち、最も議論を呼んでいるのが、どの程度まで、覆面警官が犯罪者に対して罠を仕掛ける「おとり捜査」を認めるかついてである。国によっては、おとり捜査に関する国内法規制が存在するため、ほとんど不可能だったり、実施しにくい場合もある。しかし、オンライン上の犯罪者は、自らの犯罪やその手がかりを隠すために、暗号などの抜け目ない技術を活用しているため、世界中の警察当局もこのような活動に立ち向かうために、新しく先見的な対策をとる必要がある。

この種の犯罪者について、最も包括的なデータを有しているのはアメリカであるが、最近の報告によると、1997 年から1998年にかけての「既知のまたは報告された児童ポルノ事件」の件数は、ドイツで3370件、アイルランド4件、スイス 449 件、ハンガリー13 件であった。また、1996 年から 1998 年にかけて、イギリスでは児童ポルノの製造、販売、所有の罪で 723 件の起訴があり、うち 73.5%について有罪判決が下された。

8. 取締の事例:ワンダーランド・クラブとカテドラル計画

カテドラル計画は1996年4月、アメリカ、カルフォルニアで開始され、国際的な取締りの歴史の中でも、最も大規模な計画へと発展した。この計画には、学ぶべき重要な点が多く含まれているので、詳細に検討する価値がある。

10歳の少女が、週末を友人宅で過ごすため遊びに行った。週末の間に、友人の父である R は、少女を自分のコンピュータが置いてある部屋へ連れて行った。コンピュータにはカメラが接続されいた。そして、オーキッド・クラブと呼ばれている団体の会員がネットを通じてアクセスし、観察している前で、彼らの指示を受けながら、リアルタイムでカメラの前で少女を性的に虐待したのだ。その映像はコンピュータに録画され、その後 R はこの映像をインターネットのチャットルームで販売した。

数週間後、Rは別の児童に性的ないたずらを行った疑いで逮捕された。警察がRに最近の児童との接触について 尋問した結果、先の 10 歳の少女の母親に、少女が最近、性的いたずら容疑をかけられている人物の家に滞在したことがあると注意喚起することができた。母親は少女と話し、何かがおかしいと気がついた。最終的に、母親の説得により、娘は何が起きたのかを打ち明け、その内容を地元の警察に通報し、R の自宅からコンピュータを押収することができた。

R には 100 年の懲役を命じる判決が下され、アメリカの他の地域にいた 12 名の男達も、オーキッド・クラブに参加していたために保護観察処分の判決を受けた。

しかし、R のコンピュータの調査により、イギリス在住の 3 人の男との関連が浮かび上った。その中の一人、B はサセックスに住むコンピュータ・コンサルタントであった。サセックス警察当局は、彼の自宅からコンピュータを押収し、世界中に 180 名の会員をもつ、さらに大規模なクラブの存在を明らかにする証拠をつかんだ。それが、ワンダーランド・クラブである。このクラブは高度に組織化されており、会長、書記、経営委員会、新規会員の審査手続きが存在し、彼らの活動を外部の目から守るために、5 段階に及ぶセキュリティーを設置していた。クラブでは、複雑なパスワードと暗号技術が広く活用されていた。一連の捜査で、後に警察に押収された別のコンピュータの中には、暗号を解明できず、警察が見ることも、法廷に提出されることもできないデータが含まれていた。

警察は、1263 人の児童の写真を確認することができたが、身元を確認できたのは、ごくわずかであった。この捜査計画を通じて、警察は75 万枚の児童ポルノ画像と、約1800 時間に及ぶ児童の性的虐待のデジタル化されたビデオを押収した。一人あたり、約18 万以上の画像をコンピュータに取り込んでいたことになる。逮捕された男達の多くは、高い教育を受け、定職もあり、様々な分野で働いていたが、その多くはコンピュータやインターネット関連業界

このクラブに入会を希望する者は、新いい児童ポルノの画像を 1 万枚製造しなければならない。入会すると、虐待の対象となる新しい児童を見つけ出し、その証拠として新しい画像を提供し、自らの地位を上げることができる仕組みになっている。

イギリスでは、会員 10人が身元を特定され、逮捕されたが、うち9名が起訴された。その一人、S は、他の会員から 指示を受けながら、オンライン上でリアルタイムで児童を虐待していた。S は、イギリス在住のほかの会員を、北イン グランドにある自宅に招待し、彼の映画に登場する「スター」と呼ばれる児童に引き合わせた。S は逮捕され、別個 に裁判にかけられ、12 年の懲役の判決が下された。逮捕された他の 8 人のうち、一人が自殺した。世界中で逮捕 された 107人のうち、裁きを受ける前に 8人が自殺したと推定されている。そのうちの一人である E は、警察が彼の コンピュータの暗号を解明できず、違法な画像を一枚も発見できなかったので、生きていたとしても恐らく起訴され ることはなかったであろう。

イギリス警察当局がワンダーランドの会員を逮捕し、クラブを解散させるために必要となる捜査のために、世界規模の協力体制を作ることが、インターポールを通じて合意された。

インターポールの呼びかけにより、最初の会議が開催された。イギリス警察当局が保有する情報から、インターポールは46カ国におよぶ容疑者との関連や手がかりを導き出したが、うち15カ国がこの会議に参加した。『会議により、容疑者が他の会員に警告し、証拠を隠滅する可能性を最小限に抑えるために、参加各国の警察が協力して容疑者の居住地に踏み込むこととなった。日時は1998年9月2日、グリニッジ標準時で04:00と決められた。計画が実行される直前になって、オランダとカナダが手を引いたため、アメリカ、イングランドおよびウェールズ、フランス、ベルギー、フィンランド、ノルウェー、スコットランド、スウェーデン、イタリア、ポルトガル、オーストリア、ドイツ、オーストラリアの13ヶ国が計画に参加した。オランダの警察当局は、後になって行動を起こし、国内で身元が特定できた容疑者を逮捕したが、カナダは行動を起こさなかった。

2001 年半ばまでの時点で、最初に逮捕された 107 人のうち、世界中で 50 人が有罪判決を受け、22 人が裁判開始にむけて待機中、8 人が自殺、残りの 27 人については不明である。

世界中で、本件に関する司法手続きの結果はまちまちなものとなった。判決内容もさまざまであり、司法が、目の前に置かれた問題の深刻さを完全には理解していない証拠を示す結果となった。

9. 児童ポルノの根絶または児童の保護に対するその他の取り組み

児童ポルノの出所の特定や、オンライン上の虐待から児童を保護する上で重要になる、いくつかのコミュニティー・イニシアチブが存在する。インターネットが広く普及している国では、「ホットライン」や「チップライン」が急速に増えている。これらは、インターネット上で違法と思われるものを発見した人が、それを報告できる枠組みである。調査の結果、それが裁判でも違法と認められる可能性か高い場合には、国内すべてのサーバーから撤去しなければならない。通常は警察にも通報され、発信者の発見に着手される。出所が別の地域や国外にある場合には、警察から直接またはインターポールを通じて、報告書が送付される。

ホットラインやチップラインと、その活動に関する正確な状況は、ホットラインを支える母体が何であるかにより大きく異なる。イギリスやアメリカなど、一部の国では、ホットラインは警察と密接に協力して活動している。イギリスでは児童ポルノを所有していること自体が犯罪であるが、もしプロバイダが自らのサーバーにそのようなものがあることに気が付いて、即座に除去すれば、警察による訴求は受けない。このようにイギリスのホットライン、インターネット監視基金(IFW)は、資金の提供者であるインターネット産業に対して、非常に重要なサービスを提供している。

世界中のホットラインとチップラインは、INHOPE(ヨーロッパのインターネット・ホットライン)と呼ばれる協会を設立した。最初は欧州議会の「ダフネ・プログラム」から資金提供を受けていたたが、現在では世界中すべてのホットラインに、門戸を開いている。INHOPEには12カ国から15メンバーがおり、さらに多くの協力組織を持つ。現在のメンバーはオーストラリア、オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの12か国である。インターネットと児童ポルノ「産業」が国境を越えて広がる性質を持っているため、それに反対して活動する方も、国境を越えた調整と連携がきわめて重要である。

ネットを安全に使えるように、児童、親、教師、その他の「保護者」を支援して、教育、啓発活動を実施したり、産業界に対して、さらなる改善を求めて圧力をかける、コミュニティーに根ざしたイニシアチブも数多く存在する。この中には、児童が安全でいられるように手助けし、「見知らぬ人の危険さ」は、仮想現実の世界でも現実の世界と全く同じ様に問題であるいうことを教える目的で編集された、アドバイス集も含まれている。

コミュニティー組織は、他にも法改正を求めて圧力をかけたり、児童のためになる様々な変革を支援する活動を行ってきた。例えばイギリスでは、このような活動から、国内のすべての児童福祉専門団体を束ねて、CHIS(インターネット上の安全のための児童救済連合)が形成された。

インターネット産業界自身も、児童ポルノとオンライン上の安全性についての議論や、それへの対応に参加してき

た。多くのプロバイダの基本的立場は簡潔で、法律上成人に達した者だけにサービスは提供するというものである。 従って、未成年者がそのサービスを利用する場合、責任ある大人が彼らにサブ・アカウントを与えたからだというこ とになる。サブ・アカウントの利用者に何が起こっても、その責任はメイン・アカウント所有者に帰属する。プロバイ ダは、親、教師、法律上の保護者に対し、責任ある大人の役割を担うよう求めているが、実際にこのことを明記した り、続柄の申告を求めるものはほとんどなく、ましてや検証を行うことはごくまれである。

理想的な世界では、児童がインターネットの危険性と、どうやってその危険を回避したり、対処すればよいのかを 理解したという十分な確信を得られるまで、親は子どもにインターネットの使用を許さないであるう。だが、危険を 認識できなかったり、児童に正しいメッセージを伝えることができない親もいるのが現実である。さらに、児童は親 よりもインターネットやコンピュータに精通していることが多い。同時に、教育やその他の理由から、インターネット は接続が望ましいとの意識が強く、多少の危険があっても、これを児童に与えなくてはと思ってしまう親も多い。

このような現実を産業界も認識しているが、児童にもアカウントを与えられる契約を結ぶ際に、親のインターネットの知識をチェックする会社は存在しない。

プロバイダやインターネット業界のその他の分野でも、政府から財政的その他の支援を受けて、教育および啓発 プログラムが開発されている。責任感のあるプロバイダは、オンライン上でアドバイスやガイダンスを提供している が、オンライン以外でそのようなサービスを提供しているところはほとんどない。紙に印刷された安全のためのアドバイスを読むことを好む親も多いため、これは残念な点である。プロバイダによっては、オンライン上でも、それ以外でも、ごくわずか、または全くアドバイスやガイダンスを提供していないところもある。

親が、インターネットの一部または全面的なアクセスを規制し、さらには児童がインターネットを使用できる時間まで規制できる「親による規制」ソフトを提供しているプロバイダも多い。だが、どのソフトも完全なものではなく、親はこれらを、適切なアドバイスや監視に代わるものだとは考えてはいけない。また、格付けやふるい分けの分野でも、新しいイニシアチブが行われている。

最近、いわゆる「壁に囲まれた庭」の発達が目ざましい。これらは一般的に商業的なサービスであり、インターネットの一部にのみアクセス可能である。そして、情報交換が可能な範囲を、身元のはっきりした参加者同士の間に制限しているため、匿名性を隠れみのとして悪用しようとする誘惑を除くことができる。

プロバイダ自身も、国内の取引協会を通じて、実施規範を作成している。多くは国内法を強化する基本的な基準を規定していものの、共同してとりうる取り組みや政策の設立にまで踏み込んでいるものはほとんどない。

政府も行動を起こしている。国際的な枠組みの中で、児童ポルノとオンライン上の虐待に取り組むために中心的な 役割を果たしているのは G8 で、インターネットによるコンピュータ犯罪に取り組む特別なサブ・グループを設立し ている。もし、現在実際に性的虐待を行っている者を直接探し出し、指摘することができるなら、児童ポルノの収集 や販売を行っている者の追求は2次的なものとなるだろう。

G8 の枠組みにおいては、例えば証拠の回収や保存、情報提出要請への対応など、犯罪捜査にあたり重要となる 細かい事項について、様々な警察機関が共通の調書や手続の作成に合意することが目指されている。

インターネット上の児童ポルノの発生に促され、現行法を見直す国も出てきた。フィンランド、日本、イタリア、カナダ、イギリス、アメリカでは法の見直しが行われ、他にも、国内におけるインターネットへのアクセスを規制するために、司法分野の取り組みの一環として、児童ポルノを〈い止める努力をしている。

EU はインターネット政策の問題に関する研究と、インターネットがもたらす新しい問題に取り組む枠組みを立ち上げるために、資金提供を行っている。この活動は、広範囲にわたる様々な目的を持って行われており、例として新しいホットラインの立ち上げ、ふるい分けおよび格付けプロジェクト、意識啓発活動が含まれる。

児童ポルノの問題とたたかうために、多くの国際会議や会合が開かれている。例えば、1999 年 9 月には、ウィーンで重要な多部門間会合が開催された。[※]

10. 第1回世界会議(1996年)以降の進展

1996年、ストックホルムで「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催され、世界中で国内、地域、国際的なレベルにおける児童ポルノに対する主な取り組みが促進された。ワンダーランド・クラブへのオペレーションは、今までに達成された実績を讃えると同時に、残された課題を明らかにするものであった。

1999 年にウィーンで開催された国際会議では、オンライン上の児童ポルノとのたたかいに勢いをつけただけでな 〈、国際的なレベルにおいては、G8 の枠組み、ユーロポール、国際労働機関(ILO)、欧州評議会、EU が協力して、 ストックホルム・プロセスを強化し、推進するための国際的な法的枠組みを補強した。

ストックホルム会議以後の期間に、児童ポルノの入手は以前より容易になったが、これは、インターネットが世界中で児童ポルノの取得と販売で中心的な役割を果たすようになったことと、深く関連している。ストックホルム会議が

開催された頃は、インターネットはまだマス・メディアとして発達し始めたばかりであった。

そのため「第 2 回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」は、国際社会に対し、今までに何が達成されたのかを評価するための重要な機会を提供することになる。しかし、もっと重要なのは、市民社会で横行している児童ポルノや児童の性的虐待を終わらせるために、市民社会自身が貢献できるようなグローバル・プラットフォームを立ち上げることであるう。

[「]このプレスキットは、2001 年 12 月 17 日 ~ 20 日、横浜において開催される「第 2 回児童の商業的搾取に反対する世界会議」の参加者向けに準備された、6 つのテーマ・ペーパーのうちの一つ、「児童ポルノ」の要約である。著者は John Carr。 当レポートは、会議への寄稿として、ECPAT インターナショナルが同氏に依頼したものである。調査に使用された参考文献、およびその他全ての資料は、原文に掲載している。

[「]ワンダーランド・クラブのメンバーが居住している国のうち、次の 14ヶ国がカテドラル計画に参加した:オーストラリア、オーストリア、ベルギー、イングランド/ウェールズ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、ポルトガル、スコットランド、スウェーデン、アメリカ、オランダ(遅れて行動を起こした)。以下の 32ヶ国にはワンダーランド・クラブのメンバーが居住していたが、カテドラル計画には参加しなかった:ブラジル、カナダ、チリ、クロアチア、サイプラス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、アイルランド、エジプト、ギリシア、ニュージーランド、オマーン、パキスタン、ホンデュラス、インド、インドネシア、イスラエル、日本、勧告、マレイシア、マルタ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、シンガポール、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、トルコ。また、メンバーのうち 10 人については、居住国を特定できなかった。

[░] 会議の報告書は www.stop-childporno.at で公開されている。